【原料費調整制度について】

■ 制度

財務省貿易統計をもとに3ヶ月ごとの平均原料価格を、基準平均原料価格と比較し、上昇あるいは低下し場合、連動して毎月ガス料金を調整します。

基準平均原料価格(トン当たり) 43,020円(平成28年11月から平成29年1月)

■ 原料価格変動額によるガス料金算定方法

次の算式で算定し算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(基本料金(税込)+調整単位料金)×ご使用量

調整単位料金=基準単位料金(税込)±0.081×(原料価格変動額(100円未満切捨て)/100円)×(1+消費税率)

■原料費調整単価の適用月

各月の原料価格は次のように適用します。

平均原料価格算定期間	調整単位料金の適用月
前年 8月から前年10月まで	
前年 9月から前年11月まで	2月分
前年10月から前年12月まで	
前年11月から当年 1月まで	
前年12月から当年 2月まで	5月分
当年 1月から当年 3月まで	6月分
当年 2月から当年 4月まで	
当年 3月から当年 5月まで	
当年 4月から当年 6月まで	9月分
当年 5月から当年 7月まで	10月分
当年 6月から当年 8月まで	
当年 7月から当年 9月まで	12月分